



つながる

令和6年9月15日発行
(公社)那須町シルバー
人材センター
会員総数185名



休憩しながら
作業の会議

目次

安全・適正就業活動 2

就業機会の提供に関する契約関係について 3

互助会親睦旅行 4

理事長あいさつ

理事長 田中敏夫

会員の皆さま、シルバー人材センターの活動に温かいご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。このたび、皆さまのおかげで理事長として2期目を迎えることとなりました。改めて、皆さまの信頼に応えるべく、引き続きセンターの運営に全力を尽くしてまいります。

2期目を迎えるにあたり、私たちが取り組むべき課題として、まず「会員拡大」が挙げられます。地域社会が多様化する中、私たちシルバー人材センターは、会員の皆さまが持つ豊富な経験や知識を、より多くの場で活かしていただけるよう、新たな会員の獲得に力を入れてまいります。

会員の皆さまがより一層やりがいを感じ、安心して働ける環境を整え、多くの方々にシルバー人材センターの魅力伝えてまいりたいと考えております。これからも皆さまの声に耳を傾け、共に歩いていくセンターでありたいと願っております。どうか今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。最後に、会員の皆さまのご健康とご活躍を心よりお祈りし、2期目のご挨拶とさせていただきます。

安全・適正就業活動



朝礼を終えて作業開始

安全適正就業委員会では会員の皆様が安全に作業できるよう下記の活動をおこないました。

● 朝礼の実施

本年度より、作業現場に委員（事務局）が出向いて朝礼を行う取り組みを開始しました。朝礼では、各現場の状況に応じた作業内容の確認や、現場ごとに異なる安全リスクに対する対応策の指導を行い安全意識の向上につながっています。

● パトロールの実施

7月から10月にかけて、毎月第3水曜日に安全パトロールを実施する予定です。7月は特定の曜日にこだわらず、委員（事務局）が各現場を巡回し安全確認を行いました。パトロールでは、作業環境の点検や、安全装備の適切な使用状況の確認等をチェックしています。これにより、事故の未然防止を図り、全ての会員が安全に作業できる環境づくりを推進しています。



草取り作業パトロール

各種講習会の実施



実技講習 草刈り講習会

令和6年4月、那須町の伊王野山村広場において、草刈り作業に関する安全講習会を実施しました。那須町森林組合より講師をお招きし、安全の心得、実技指導、そして点検方法について学びました。この講習会は、毎年5月から6月にかけて草刈り中の事故が発生する率が高いことを受け、草刈りシーズンに入る前に行われるものです。参加者は、草刈り作業に必要な基本的な安全知識を再確認し、安全な作業手順について実際に体験することで、事故防止への意識を高めました。

6月26日と27日の2日間、那須町シルバー人材センターにおいて連合会主催の「刈払機安全取扱い技能講習」が開催されました。今回の講習には、近隣地域からも多くのシルバー会員が参加し、安全に草刈り作業を行うための知識と技術を学びました。講習では、まず刈払機の基本的な構造や操作方法についての講義が行われ、続いて安全な取扱い方法や作業中に注意すべきポイントが詳しく解説されました。



講習会 実地講習

蜂被害にご注意ください

秋は蜂の活動が最も活発になる時期です。この時期、蜂の巣は最大規模となり、働き蜂の防衛行動も強まります。蜂や蜂の巣に近づかないことが非常に重要です。また、蜂は黒い色に反応しやすいため、黒い服を避けるなどの予防を心がけましょう。

■ 蜂に刺された場合、以下の対応を迅速に行ってください！

1. 速やかにその場から離れる

蜂がいる場所からすぐに離れて、安全を確保しましょう。

2. 傷口を洗い毒を絞り出す

刺された患部には毒が残っていますので、石鹸と水で洗い流し、毒を絞り出します。

3. 傷口に薬を塗り、冷やす

刺された箇所には薬を塗り、冷却することで腫れや痛みを和らげます。

4. 早めに医療機関を受診する

特にアレルギー反応やショック症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診してください。

この時期は特に注意が必要ですので、蜂に対する予防と適切な対応を心がけましょう。



「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係について

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が公布されました。

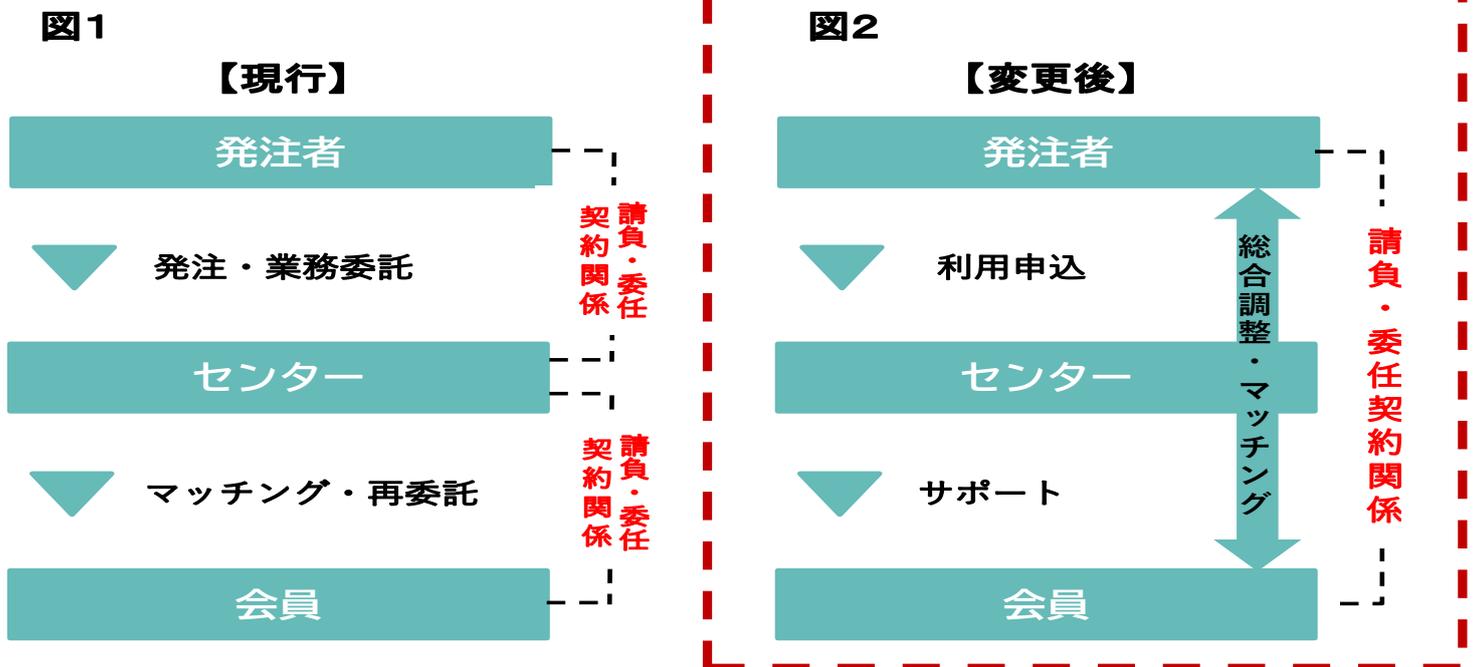
この法律の趣旨を踏まえ、また、フリーランス法の施行(令和6年秋を予定)を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを考えております。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

会員の皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■ 見直しのイメージ



契約方法の見直しによる現行との変更点

会員とセンターの関係

形式上、発注者と会員との間に契約関係が生じますが、実務面では従来と変わりません。センターは引き続き、発注者と会員の間に立ち、仕事の履行や安心して働ける環境の確保を責任を持って対応します。困ったことがあれば、これまで通りセンターにご相談ください。

業務仕様書への同意

発注者とセンターの契約は変わりませんが、今後は業務内容や報酬を会員に提示し、同意を得てから契約が成立します。発注者が事業者の場合、業務内容や報酬額は書面または電子方法で明示されます。

報酬の扱いについて

配分金は従来通り「雑所得」として扱われ、「家内労働者等の必要経費の特例」により、55万円までの必要経費が認められます。これも現行と変わりません。

那須町シルバー人材センター互助会親睦旅行

岩手・宮城(気仙沼大島)



※写真はイメージです

期 日	11月20日(水) ～11月21日(木) 1泊2日	行き先	岩手・宮城
会 費	お一人様 30,000円	定 員	15名以上
申込方法	下記申込書に記入の上、シルバー人材センター事務局へお申込み下さい		
申込期限	10月18日(金)まで		

※ 参加者(15名以上)が集まらなかった場合、中止となりますのでご了承ください

※ 当日キャンセルの場合は、**全額キャンセル料が発生します**

11月20日(水)

那須町シルバー人材センター (集合) 6:30 (出発) 6:45 === 平泉(世界遺産 中尊寺金色堂) (拝観・昼食) 10:45~13:00 ===

世嬉の一酒造 13:20~14:00 === 道の駅むろね 15:00~15:30 === 気仙沼大島 (泊) 16:15



11月21日(木)

宿泊施設: 気仙沼ちゃんの宿 アインスクリこ

ホテル (出発) 9:00 === 気仙沼「海の市」 9:20~10:00 === 登米(教育資料館) 11:00~11:45

=== 石巻(昼食・石ノ森萬画館見学) 12:30~14:30 === 那須町シルバー人材センター (着) 18:15

受領日

キリトリ

互助会旅行参加申込書

氏名	申込日	受領日
	令和 6 年 月 日	